

○吹田市立図書館の管理運営に関する規則

昭和 60 年6月 10 日教育委員会規則第 19 号

吹田市立図書館の管理運営に関する規則

吹田市立図書館条例施行規則(昭和 42 年吹田市教育委員会規則第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立図書館条例(昭和 27 年吹田市条例第 183 号)第8条及び吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例(平成 22 年吹田市条例第8号)第 22 条第1項の規定に基づき、吹田市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分室の位置)

第2条 千里図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 吹田市立千里図書館北千里分室

(2) 位置 吹田市古江台4丁目2番D-7

2 山田駅前図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館山田分室

(2) 位置 吹田市山田西2丁目5番1号

3 分室の開室日及び開室時間は、別に定める。

(開館時間)

第3条 図書館(健都ライブラリーにあつては、閲覧室に限る。)の開館時間は、午前 10 時から午後6時までとする。

ただし、木曜日及び金曜日については、午前 10 時から午後8時(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号))に規定する祝日に当たるときは、午後6時)までとする。

2 健都ライブラリーのうち閲覧室以外の施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第4条 図書館の休館日は、12 月 28 日から翌年の1月4日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(図書館資料の貸出し)

第5条 図書館資料は、館外へ貸し出すことができる。

2 中央図書館は、本市内における団体又は個人に対し、自動車文庫による図書館資料の貸出しを行うことができる。

(利用者の守るべき事項)

第6条 図書館の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気の使用をしないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所において飲食をしないこと。
- (3) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (4) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第7条 図書館の利用者は、施設又は図書館資料その他の附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(図書館資料の寄贈又は寄託)

第8条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年4月 30 日教育委員会規則第9号)

この規則は、昭和 61 年5月1日から施行する。

附 則(昭和 62 年3月 31 日教育委員会規則第3号)

この規則は、昭和 62 年4月1日から施行する。

附 則(平成4年 12 月 25 日教育委員会規則第 15 号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月 19 日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年6月 15 日教育委員会規則第 14 号)

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則(平成6年8月 19 日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則(平成8年3月 29 日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年6月 12 日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年9月1日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成 15 年 10 月1日から施行する。

附 則(平成 16 年3月 25 日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成 16 年5月1日から施行する。

附 則(平成 17 年6月 24 日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成 17 年7月1日から施行する。

附 則(平成 17 年9月 29 日教育委員会規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年8月 28 日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成 19 年 10 月1日から施行する。

附 則(平成 21 年3月 31 日教育委員会規則第9号)

この規則は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年1月5日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成 22 年1月 11 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 29 日教育委員会規則第 14 号)

この規則は、平成 23 年3月 26 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 28 日教育委員会規則第 17 号)

この規則は、平成 24 年1月1日から施行する。

附 則(平成 24 年2月 17 日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成 24 年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年3月 29 日教育委員会規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年1月 25 日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定(「の開館時間」を「(健都ライブラリーにあつては、閲覧室に限る。)の開館時間」に改める部分に限る。)、同条第2項の改正規定(「前項」を「前2項」に改める部分に限る。)及び同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定は、平成 32 年 11 月 11 日から施行する。